

マイナンバーカードを申請された方へ 交付通知書が届いたら役場へお越しく下さい

問合せ：住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎ 991-1866

マイナンバーカードを申請された方へ、交付通知書(ハガキ)を送付しています。交付通知書が届きましたら、速やかに必要書類をお持ちの上、本人がお越しく下さい。

■ご持参いただく書類

- ①交付通知書(ハガキ) ②通知カード ③本人確認資料(下記参照)
④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

■受取場所/住民ほけん課

- 受付日時/平日 午前8時30分～午後5時
毎月第2・4日曜日 午前9時～午後1時

【本人確認資料】

- 1点で良い書類 運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、パスポート、
身体障害者手帳など
2点必要な書類 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証など

※必ず、本人が窓口へお越しく下さい。施設への入所や長期入院などの理由により、本人が窓口へお越しいただけない場合は、事前に住民ほけん課戸籍住民担当(☎991-1866)へご相談ください。

※15歳未満の方は、親権者の方と一緒にそれぞれの方の本人確認資料をお持ちの上、窓口へお越しく下さい。また、親権者の方と一緒に住まいでなく、かつ、松伏町が本籍地ではない方は戸籍謄本も持参ください。

後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ：住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1884

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。それぞれ該当がある場合は、住民ほけん課高齢介護担当へお問い合わせください。

■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)の購入費用のうち、自己負担分を除いた額を給付します。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額を給付します。

■入院したとき(食事代)

入院中の食事にかかる費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者の方々に負担していただき、残りを後期高齢者医療制度で負担します。

【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯合算)	
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+(医療費- 267,000円)×1% ^{注1}	360円 ※H30.4.1から 460円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円 90日超 160円 ^{注2}
低所得Ⅰ		15,000円	100円

注1：過去12か月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

注2：過去12か月の入院日数に応じて食事代が変わります。
住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を給付します。

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

(注)1年間とは、毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。

■被保険者が亡くなったとき(葬祭費)

葬祭を行った方に5万円を給付します。

【必要書類等】

- ・葬祭を行った証明書類(会葬礼状 領収書等)
- ・亡くなった方の保険証
- ・葬祭を行った方の印かん、振込先口座